

「水稻栽培における中干し期間の延長」の Ｊ－クレジット制度 個別活動実績報告リスト作成ガイド

令和7年8月

農林水産省

農産局農業環境対策課

目次

ページ

I 地番の記載方法

I – 1 2024年産までの運用

2

I – 2 2025年産以降の運用

16

II 会員名や法人名に変更があった場合の取扱い

29

I 地番の記載方法

I－1 2024年産までの運用

I - 1 2024年産までの運用

- ① 原則として、水田 1 筆（取水口と排水口の操作により水管理を独立して行える単位）ごとに地番情報を記入
- ② 1 行には 1 地番のみ記入
※ 記号「.」「,」「~」「()」は使用せず、水田の実態に応じて適宜分解・消去して記載
- ③ 「1 地番の水田が複数の筆に分かれている（水管理が独立している）」「1 地番に紐づく複数の筆のうち一部を登録する」等の場合には、管理番号や枝番号を「管理番号等」欄に記入し、併せて当該番号の位置を特定できる情報（地図、航空写真等）を用意。
- ④ カタカナ表記は原則漢字表記に修正。
ただし、カタカナで記載されている部分が地番そのものかどうか不明な場合は、そのまま「管理番号等」欄に記載することとする。

I 地番の記載方法

2025年8月 更新

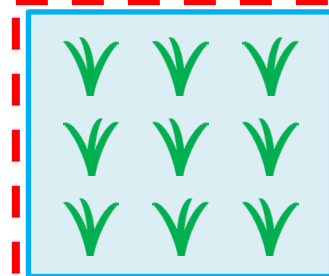
I - 1 2024年産までの運用

- ① 原則として、水田 1 筆（取水口と排水口の操作により水管理を独立して行える単位）ごとに地番情報を記入

【例】

証跡書類

...	地番	水稲作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	50	...



個別活動実績報告リスト

...	地番	...	水稲作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	...	50	...

I – 1 2024年産までの運用

② 1行には1地番のみ記入（水田1筆に複数地番が含まれる場合を含む）

※ 記号「.」「,」「~」「()」は使用せず、水田の実態に応じて適宜分解・消去して記載

	ページ
ア 証跡書類の地番に「.」が含まれる場合	6
イ 証跡書類の地番に「,」が含まれる場合	7
ウ 証跡書類の地番に「~」が含まれる場合	8
エ 証跡書類の地番に「()」が含まれる場合	9

I 地番の記載方法

2025年8月 更新

I - 1 2024年産までの運用

② ア 証跡書類の地番に「.」が含まれる場合

証跡書類

...	地番	水稻作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-1.1	50	...



個別活動実績報告リスト

...	地番	管理番号等	...	水稻作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-1	1	...	50	...

「.」の後ろの数字は管理番号等として記載

I 地番の記載方法

2025年8月 更新

I-1 2024年産までの運用

② イ 証跡書類の地番に「,」が含まれる場合

証跡書類

...	地番	水稻作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-1,2,3	50	...



1 地番ごとに面積が分けられない場合は、昇順・辞書順で最も若い地番にまとめて記載し、残りの行は0とする

個別活動実績報告リスト

...	地番	...	水稻作付面積 (ha)	備考	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-1	...	50		...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-2	...	0	面積はID○○にまとめて記載	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-3	...	0	面積はID○○にまとめて記載	...

まとめて記載された3つの地番を分解して記載

I 地番の記載方法

2025年8月 更新

I - 1 2024年産までの運用

② ウ 証跡書類の地番に「～」が含まれる場合

証跡書類

...	地番	水稲作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-1~3	50	...



1 地番ごとに面積が分けられない場合は、昇順・辞書順で最も若い地番にまとめて記載し、残りの行は0とする

個別活動実績報告リスト

...	地番	...	水稲作付面積 (ha)	備考	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-1	...	50		...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-2	...	0	面積はID○○にまとめて記載	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-3	...	0	面積はID○○にまとめて記載	...

まとめて記載された3つの地番を分解して記載

I 地番の記載方法

2025年8月 更新

I-1 2024年産までの運用

② エ 証跡書類の地番に「()」が含まれる場合

証跡書類

...	地番	水稲作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100-(1)	50	...



個別活動実績報告リスト

...	地番	管理番号等	...	水稲作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	(1)	...	50	...

「()」の数字は管理番号等として記載

I – 1 2024年産までの運用

- ③ 「1 地番の水田が複数の筆に分かれている（水管理が独立している）」 「1 地番に紐づく複数の筆のうち一部を登録する」等の場合には、管理番号や枝番号を「管理番号等」欄に記入し、併せて当該番号の位置を特定できる情報（地図、航空写真等）を用意。

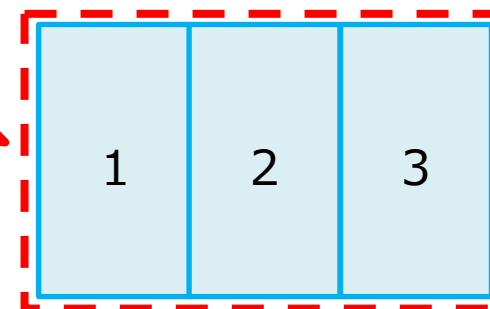
	ページ
ア 1 地番に紐づく複数の筆全てで取り組み、かつ筆ごとの面積が明らかな場合	11
イ 1 地番に紐づく複数の筆全てで取り組み、かつ筆ごとの面積が不明な場合	12
ウ 1 地番に紐づく複数の筆のうち一部のみで取り組む場合	13
エ 1 筆に含まれる地番が複数ある場合	14

I - 1 2024年産までの運用

③ ア 1地番に紐づく複数の筆全てで取り組み、かつ筆ごとの面積が明らかな場合

証跡書類

...	地番	圃場番号	水稻作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■100	1	20	...
...	●●県▲▲市■ ■100	2	20	...
...	●●県▲▲市■ ■100	3	20	...



記入

個別活動実績報告リスト

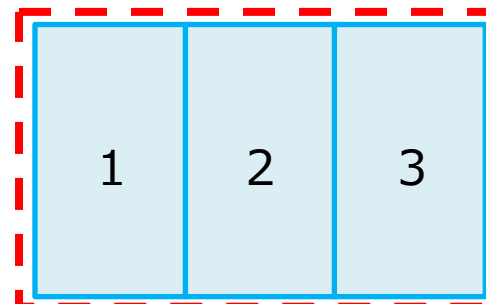
...	地番	管理番号等	...	水稻作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■100	1	...	20	...
...	●●県▲▲市■ ■100	2	...	20	...
...	●●県▲▲市■ ■100	3	...	20	...

I-1 2024年産までの運用

③ イ 1地番に紐づく複数の筆全てで取り組み、かつ筆ごとの面積が不明な場合

証跡書類

...	地番	水稻作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	50	...



記入

1地番ごとに面積が分けられない場合は、昇順・辞書順で最も若い地番にまとめて記載し、残りの行は0とする

個別活動実績報告リスト

...	地番	管理番号等	...	水稻作付面積 (ha)	備考	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	1	...	50		...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	2	...	0	面積はID○○にまとめて記載	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	3	...	0	面積はID○○にまとめて記載	...

I 地番の記載方法

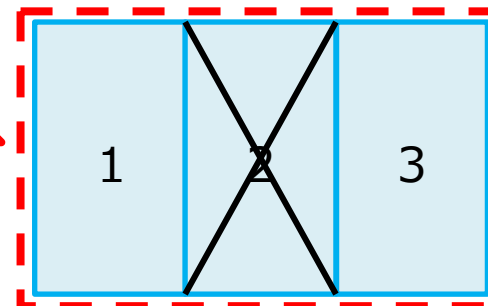
2025年8月 更新

I - 1 2024年産までの運用

③ ウ 1 地番に紐づく複数の筆のうち一部のみで取り組む場合

証跡書類

...	地番	圃場番号	水稲作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■100	1	20	...
...	●●県▲▲市■ ■100	2	20	...
...	●●県▲▲市■ ■100	3	20	...



記入

1 筆ごとの面積が不明な場合には、
実測等が必要

個別活動実績報告リスト

...	地番	管理番号等	...	水稲作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■100	1	...	20	...
...	●●県▲▲市■ ■100	3	...	20	...

I 地番の記載方法

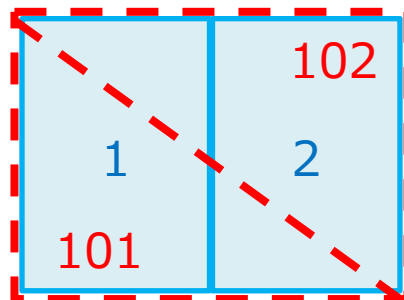
2025年8月 更新

I - 1 2024年産までの運用

③ I 1 筆に含まれる地番が複数ある場合

地番情報

...	所在・地番	...
...	●●県▲▲市■ ■ 101	...
...	●●県▲▲市■ ■ 102	...



面積情報

...	耕地 番号	水稻作付面積 (ha)	...
...	1	20	...
...	2	20	...

記入

1 地番ごとに面積が分けられない場合は、
昇順・辞書順で最も若い地番にまとめて
記載し、残りの行は0とする

個別活動実績報告リスト

...	地番	管理番号等	...	水稻作付面積 (ha)	備考	...
...	●●県▲▲市■ ■ 101	1	...	20		...
...	●●県▲▲市■ ■ 102	1	...	0	面積はID○○にまとめて記載	...
...	●●県▲▲市■ ■ 101	2	...	20		...
...	●●県▲▲市■ ■ 102	2	...	0	面積はID○○にまとめて記載	...

I - 1 2024年産までの運用

- ④ カタカナ表記は原則漢字表記に修正。
ただし、カタカナで記載されている部分が地番そのものかどうか不明な場合は、そのまま「管理番号等」欄に記載することとする。

【例】
証跡書類

...	地番	水稲作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市イナサク100-1	20	...
...	●●県▲▲市■ ■ 101-イ	30	...
...	●●県▲▲市■ ■ 102-ノウスイ	40	...



個別活動実績報告リスト

...	地番	管理番号等	...	水稲作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市稲作100-1		...	20	...
...	●●県▲▲市■ ■ 101	イ	...	30	...
...	●●県▲▲市■ ■ 102	ノウスイ	...	40	...

I 地番の記載方法

I－2 2025年産以降の運用

I - 2 2025年産以降の運用

方法論（Ver.3.3）では以下の通り規定。

7. 付記

（略）

- 本方法論を適用するプログラム型プロジェクトの場合、個別活動実績報告リストに、会員基本情報として、中干し期間の延長を実施する水田の地番情報を記載すること。その際、eMAFF農地ナビの「所在・地番」に記載の地番情報を個別活動実績報告リストの 1 行にそのまま転記すること。また、個別活動実績報告リストに、活動量のモニタリング結果として、プロジェクト実施後の水稻作付面積を記載することと併せて、その面積の把握に使用した資料に記載の地番情報を記載すること。なお、本方法論の Ver.1.0 から Ver.3.1 に基づき登録されたプロジェクトについても、2025 年 1 月 1 日以降に実施された削減活動（中干し期間の延長）を含む個別活動実績報告リストについては、本項に従い作成する必要がある。

I - 2 2025年産以降の運用

- ① 「地番（eMAFF農地ナビ）」欄には、原則として、水田 1 筆（取水口と排水口の操作により水管理を独立して行える単位）ごとに、eMAFF農地ナビの「所在・地番」に記載の地番をコピー＆ペースト。
 - ※ 地番に環境依存文字が使用されている場合、「■」等と表示されることがあるが、そのまま転記する。
 - ※ 併せて、水稻作付面積の把握に使用した資料（面積根拠資料）の地番情報を「面積根拠資料の地番情報」欄に記入。記入に際し、2024年までの記載方法に準ずる必要はない。
- ② eMAFF農地ナビ上で地番の記載が一切ない筆については、その旨をeMAFF農地ナビ画面のスクリーンショットの添付等により証明した上、「地番（eMAFF農地ナビ）」欄に、面積根拠資料に記載の地番を転記。その際、記載方法は2024年産までの運用に準ずることとし、参照する面積根拠資料は、原則として以下の優先順位に基づくこととする。
 - 1 営農計画書・水稻共済細目書
 - 2 固定資産税通知書
 - 3 その他これらに準ずる書類
- ③ 合筆・分筆後、eMAFF農地ナビに反映されるまでの間は、各筆換地等明細書や一時利用地指定通知書等に記載の地番を転記。

I - 2 2025年産以降の運用

① 「地番（eMAFF農地ナビ）」欄には、原則として、水田 1 筆（取水口と排水口の操作により水管理を独立して行える単位）ごとに、eMAFF農地ナビの「所在・地番」に記載の地番をコピー＆ペースト。

※ 地番に環境依存文字が使用されている場合、「■」等と表示されることがあるが、そのまま転記する。

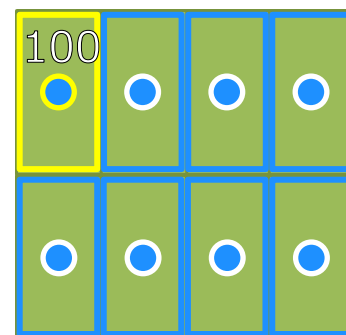
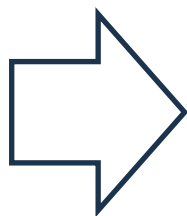
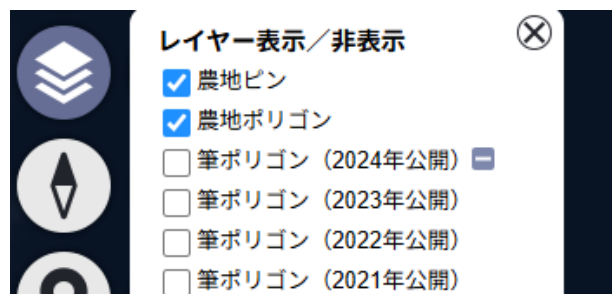
※ 併せて、水稻作付面積の把握に使用した資料（面積根拠資料）の地番情報を「面積根拠資料の地番情報」欄に記入。記入に際し、2024年までの記載方法に準ずる必要はない。

	ページ
➤ eMAFF農地ナビでの所在・地番情報の参照方法	20
➤ 基本的な考え方	22
ア eMAFF農地ナビの農地ポリゴンに、複数の筆が含まれる場合	
一筆ごとの面積が明らかな場合	23
一筆ごとの面積が不明な場合	24
イ 水田 1 筆に、eMAFF農地ナビの農地ポリゴンが複数含まれる場合	25
ウ 水田 1 筆の一部のみが、eMAFF農地ナビの農地ポリゴンの区画に含まれる場合	26
エ eMAFF農地ナビの農地ポリゴンの区画と面積根拠資料の圃場の区画が異なる場合	27

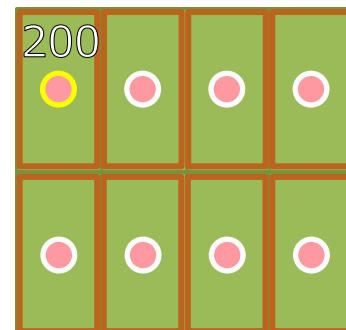
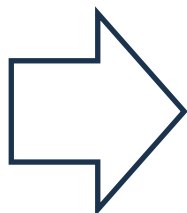
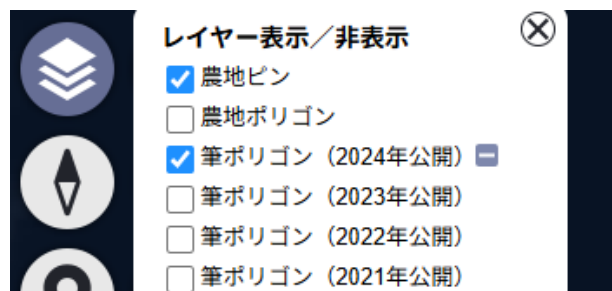
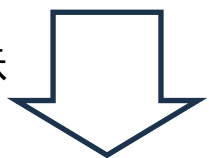
I - 2 2025年産以降の運用

➤ eMAFF農地ナビでの地番情報の参照方法

- 原則として、レイヤー表示にて「農地ピン」と「農地ポリゴン」のみを表示。
- 取組圃場において上記の「農地ポリゴン」が表示されない場合には、レイヤー表示にて「農地ピン」と「筆ポリゴン（最新年のもの）」のみを表示。



農地ポリゴンが表示
されない場合



I 地番の記載方法

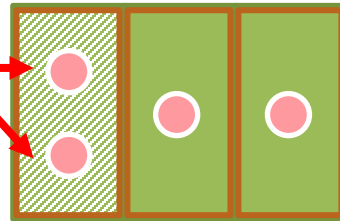
I - 2 2025年産以降の運用

➤ eMAFF農地ナビでの地番情報の参照方法

- 取組圃場、「農地ピン」、「筆ポリゴン」が1対1対1で対応しないときの対処法
(いずれも、左端の圃場で取り組む場合)

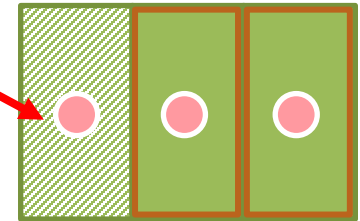
- 取組圃場を含む筆ポリゴンがあり、その中に複数の農地ピンがある場合

当該圃場上のすべての農地ピンの情報を1行当たり1地番となるように転記



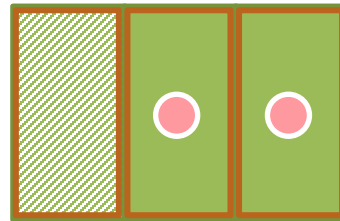
- 取組圃場を含む筆ポリゴンはないが、取組圃場上に農地ピンがある場合

当該圃場上の農地ピンの情報を転記



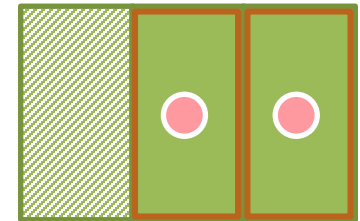
- 取組圃場を含む筆ポリゴンはあるが、その中に農地ピンがない場合

eMAFF農地ナビ以外（営農計画書等）の面積根拠資料に記載の地番情報を転記



- 取組圃場を含む筆ポリゴンがなく、取組圃場上に農地ピンもない場合

eMAFF農地ナビ以外（営農計画書等）の面積根拠資料に記載の地番情報を転記



I 地番の記載方法

2025年8月 更新

I - 2 2025年産以降の運用

➤ 基本的な考え方

eMAFF農地ナビ

基本的事項

表示設定

色分け

基本的事項

所在・地番

●●県▲▲市■ ■100

☆ 農地をお気に入りに登録 ?

地目

田

(出典) eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)

面積根拠資料

...	地番	水稻作付面積 (ha)	...
...	●●県▲▲市■ ■100	50	...

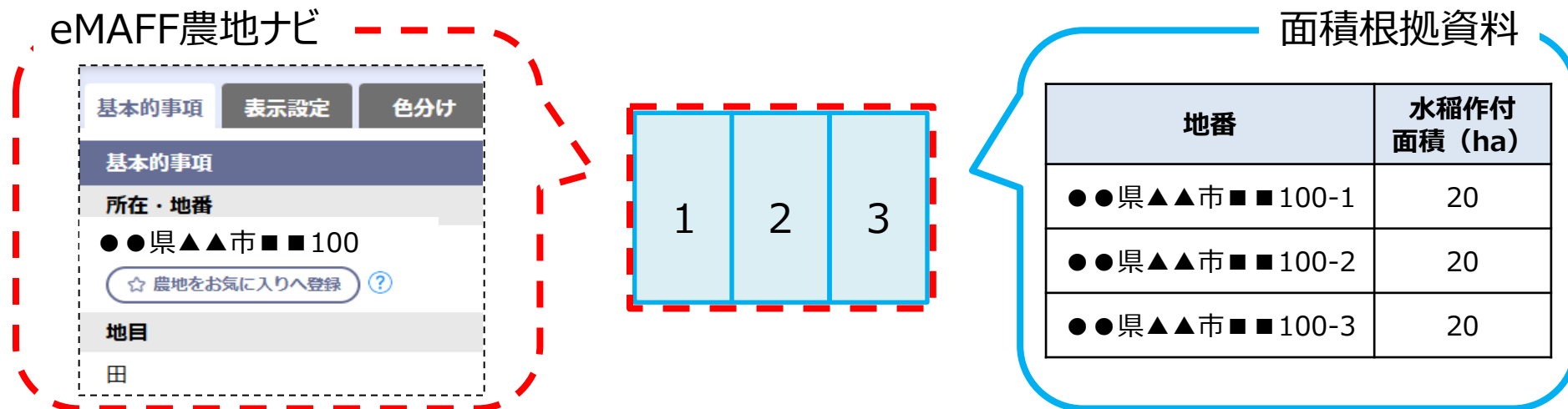


個別活動実績報告リスト

...	地番 (eMAFF農地ナビ)	...	水稻作付面積 (ha)	面積根拠資料の 地番情報	...
...	●●県▲▲市■ ■100	...	50	●●県▲▲市■ ■100	...

I - 2 2025年産以降の運用

- ① ア eMAFF農地ナビの農地ポリゴンに、複数の筆が含まれる場合
 ー 筆ごとの面積が明らかな場合



(出典) eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)



個別活動実績報告リスト

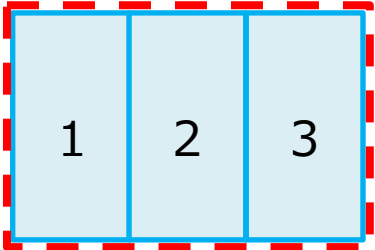
...	地番 (eMAFF農地ナビ)	...	水稻作付面積 (ha)	面積根拠資料の地番情報	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	...	20	●●県▲▲市■ ■ 100-1	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	...	20	●●県▲▲市■ ■ 100-2	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	...	20	●●県▲▲市■ ■ 100-3	...

I - 2 2025年産以降の運用

- ① ア eMAFF農地ナビの農地ポリゴンに、複数の筆が含まれる場合
ー 筆ごとの面積が不明な場合



(出典) eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)



一部の筆のみで取り組む
場合には、1筆ごとの
面積の把握が必要

面積根拠資料

地番	水稻作付面積 (ha)
●●県▲▲市■ ■ 100-1~3	60



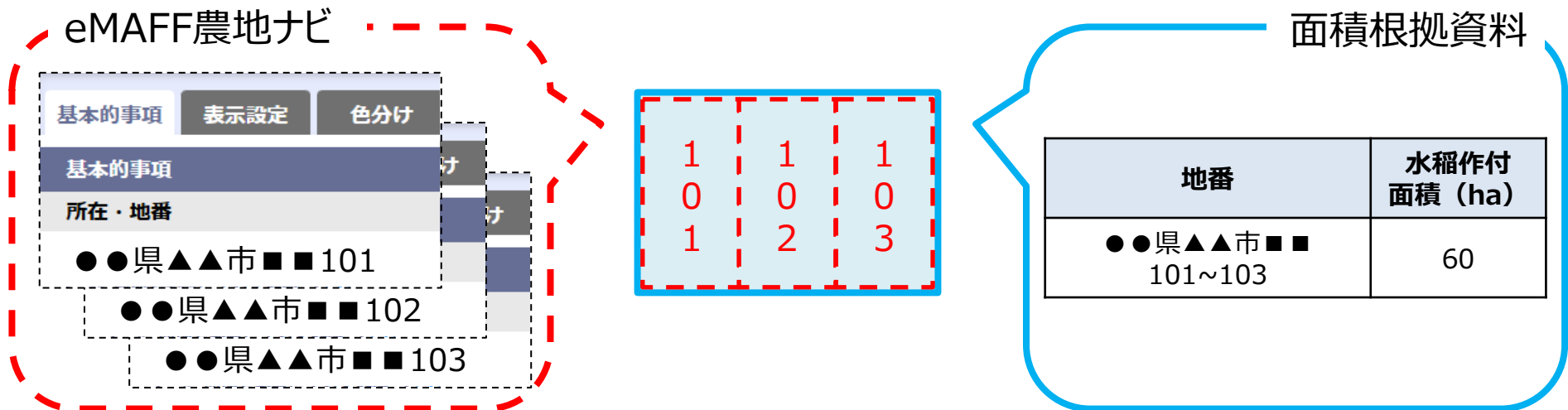
1 地番ごとに面積が分けられない場合は、
昇順・辞書順で最も若い地番にまとめて
記載し、残りの行は0とする

個別活動実績報告リスト

...	地番 (eMAFF農地ナビ)	...	水稻作付面積 (ha)	備考	面積根拠資料の 地番情報	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	...	60		●●県▲▲市■ ■ 100-1	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	...	0	面積はID○○にまとめて記載	●●県▲▲市■ ■ 100-2	...
...	●●県▲▲市■ ■ 100	...	0	面積はID○○にまとめて記載	●●県▲▲市■ ■ 100-3	...

I - 2 2025年産以降の運用

① イ 水田 1 筆に、eMAFF農地ナビの農地ポリゴンが複数含まれる場合



(出典) eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)



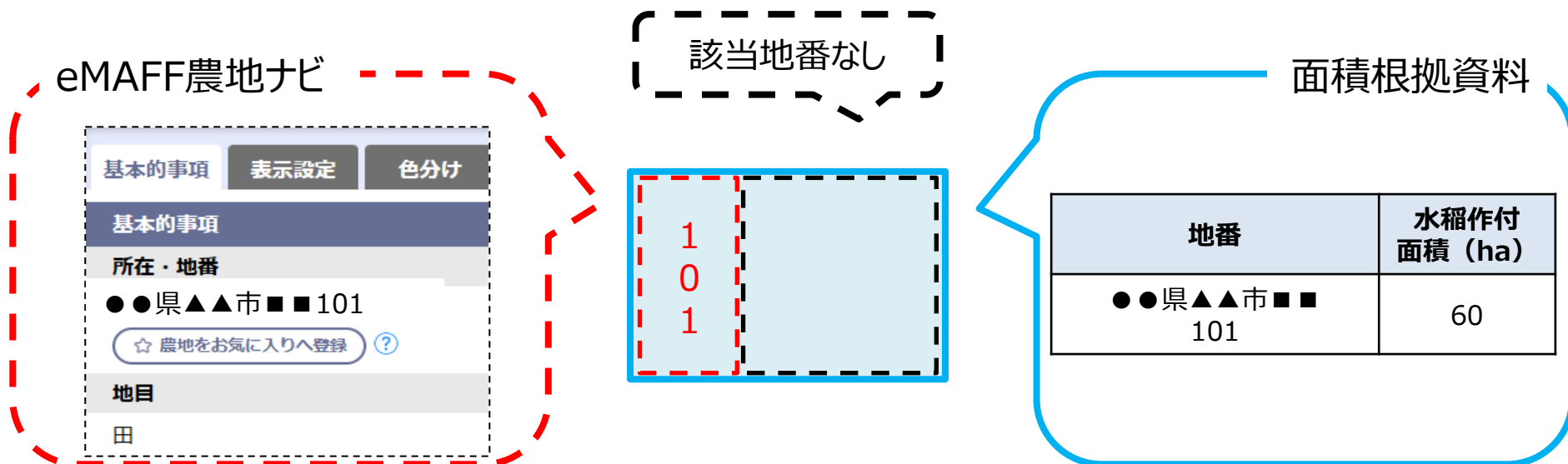
1 地番ごとに面積が分けられない場合は、昇順・辞書順で最も若い地番にまとめて記載し、残りの行は0とする

個別活動実績報告リスト

...	地番 (eMAFF農地ナビ)	...	水稲作付面積 (ha)	備考	面積根拠資料の 地番情報	...
...	●●県▲▲市■ ■ 101	...	60		●●県▲▲市■ ■ 101~103	...
...	●●県▲▲市■ ■ 102	...	0	面積はID○○にまとめて記載	●●県▲▲市■ ■ 101~103	...
...	●●県▲▲市■ ■ 103	...	0	面積はID○○にまとめて記載	●●県▲▲市■ ■ 101~103	...

I - 2 2025年産以降の運用

① ウ 筆の一部のみがeMAFF農地ナビの農地ポリゴンの区画に含まれる場合



(出典) eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)



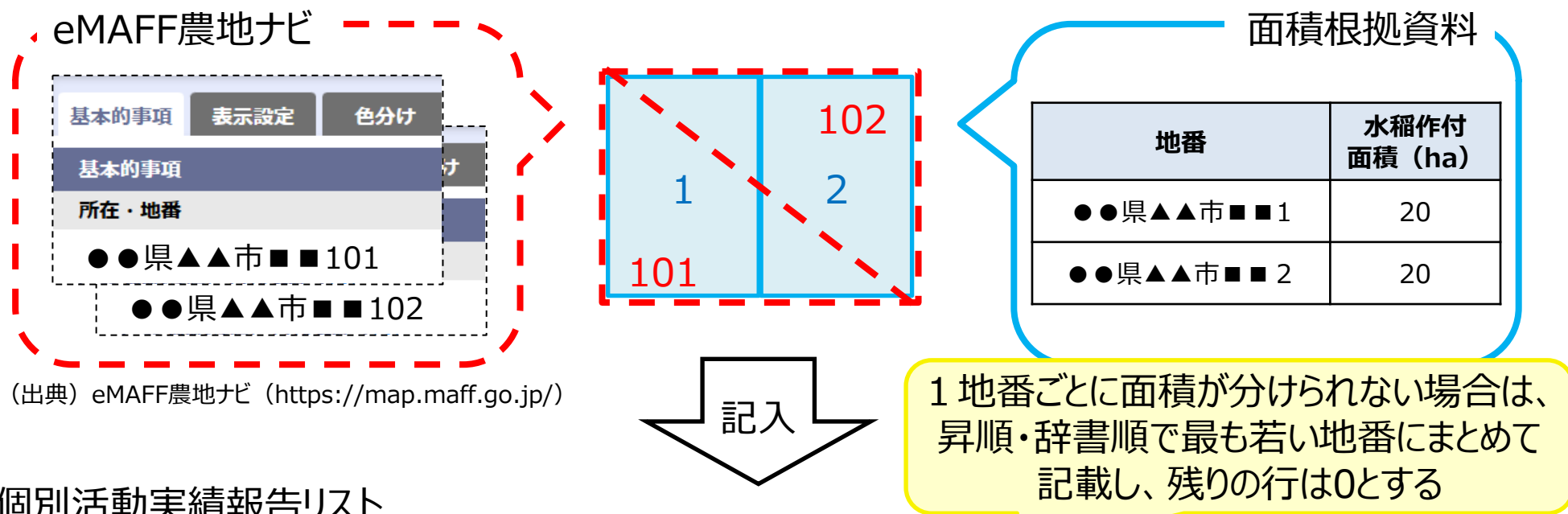
筆の一部しかeMAFF農地ナビ上に地番情報が載っていない場合でもその地番をその筆の地番として参照

個別活動実績報告リスト

	地番 (eMAFF農地ナビ)	...	水稻作付面積 (ha)	面積根拠資料の 地番情報	...
...	●●県▲▲市■ ■ 101	...	60	●●県▲▲市■ ■ 101	...

I - 2 2025年産以降の運用

① エ eMAFF農地ナビの農地ポリゴンの区画と面積根拠資料の圃場の区画が異なる場合



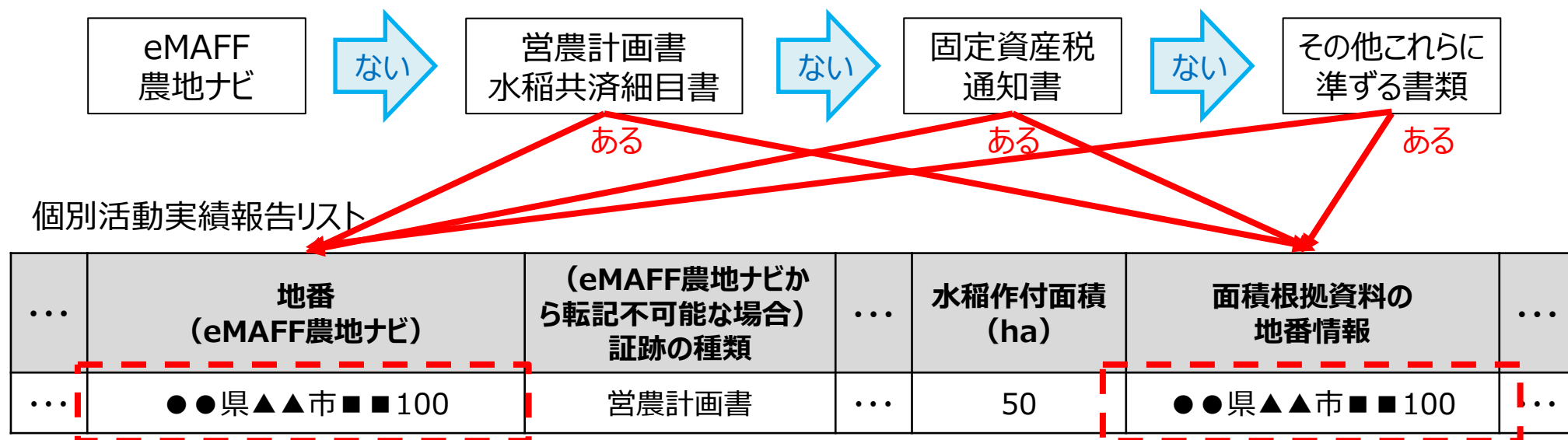
個別活動実績報告リスト

...	地番 (eMAFF農地ナビ)	...	水稲作付面積 (ha)	備考	面積根拠資料の 地番情報	...
...	●●県▲▲市■ ■101	...	20		●●県▲▲市■ ■1	...
...	●●県▲▲市■ ■102	...	0	面積はID〇〇にまとめて記載	●●県▲▲市■ ■1	...
...	●●県▲▲市■ ■101	...	20		●●県▲▲市■ ■2	...
...	●●県▲▲市■ ■102	...	0	面積はID〇〇にまとめて記載	●●県▲▲市■ ■2	...

I - 2 2025年産以降の運用

- ② eMAFF農地ナビ上で地番の記載が一切ない筆については、その旨をeMAFF農地ナビ画面のスクリーンショットの添付等により証明した上、「地番（eMAFF農地ナビ）」欄に、面積根拠資料に記載の地番を転記。その際、記載方法は2024年産までの運用に準ずることとし、参照する面積根拠資料は、原則として以下の優先順位に基づくこととする。

- 1 営農計画書・水稻共済細目書
- 2 固定資産税通知書
- 3 その他これらに準ずる書類



Ⅱ 会員名や法人名に変更があった場合の 取扱い

Ⅱ 会員名や法人名に変更があった場合の取扱い

- J-クレジット制度では、クレジットの認証対象期間を8年間と規定。
- 方法論（Ver.3.3）では以下の通り規定。

7. 付記

（略）

本方法論を適用するプロジェクトについては、認証対象期間を水田一筆ごとに定める。

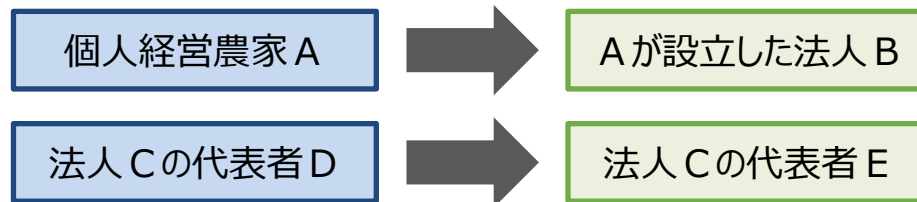
（中略）なお、本号の規定は、過去にプロジェクトが実施された水田の生産者等に変更があった場合に、過去のプロジェクト実施者と異なる者（法人を含む。）が当該水田において改めてプロジェクトを実施することを妨げるものではない。

- よって、会員（削減活動者）は、同一ほ場において最長8年間削減活動を実施可能。
- 個別活動実績報告リストに記載の会員名等に変更があった場合、同一会員による取組と判断されるかどうかで、認証対象期間の考え方が変わる。
- 「同一会員による取組」と判断される場合、残り期間において引き続き削減活動を実施
- 「同一会員による取組」と判断されない場合、「過去にプロジェクトが実施された水田の生産者等に変更があった」とみなされるため、新たに2年以上の中干しの実施期間の記録を行った上で、新たに8年間の削減活動を実施可能

Ⅱ 会員名や法人名に変更があった場合の取扱い

- 基本的な考え方として、「慣行※」が変化しない場合は同一会員による取組であり、「慣行※」が変化する場合は同一会員による取組でないと判断する。原則、以下のとおり判断するが、例外があれば適切な書類等により審査機関等に説明することとする。
- 個別活動実績報告リスト上で、法人名欄又は会員名欄に変更がない場合は、「慣行※」は変化しないとみなし、同一会員による取組と判断する。
- 個別活動実績報告リスト上で、法人名欄及び会員名欄に変更がある場合は、「慣行※」が変化するとみなし、同一会員による取組と判断しない。

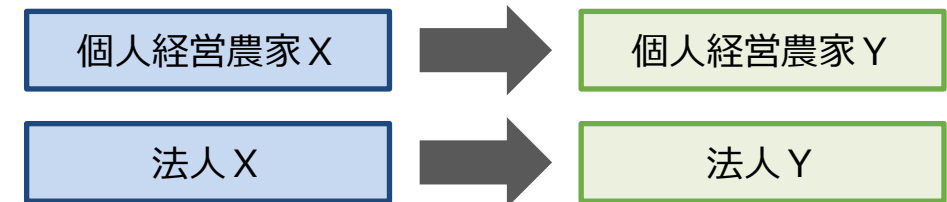
同一会員による取組と判断する例：



法人名の追記や代表者名の変更はあるが、会員たる法人の「慣行※」は変化しないため。

※直近2か年以上の中干し実施日数

同一会員による取組と判断しない例：



会員又は法人の変更により、基準となる「慣行※」が変化するため。

別の会員が新たに取組もうとする場合は、改めて直近2か年以上の中干し実施日数の記録が必要。

関係規定（参考）

＜方法論本文（抜粋）＞

本号の規定は、過去にプロジェクトが実施された水田の生産者等に変更があった場合に、過去のプロジェクト実施者と異なる者（法人を含む。）が当該水田において改めてプロジェクトを実施することを妨げるものではない。

お問い合わせ先

【農林水産省】

農産局農産政策部農業環境対策課

担当者：高松、村山、大八木

代表：03-3502-8111（内線4760）

ダイヤルイン：03-3593-6495

【Ｊ－クレジット制度事務局】

※ 書類の書き方など、申請に向けた実務的な相談の場合

以下のリンク先、＜各種お問い合わせ＞に記載の
Ｊ－クレジット制度事務局までご連絡ください。

<https://japancredit.go.jp/contact/>

